

平成 24 年 度

定期監査等結果報告書

( 市民健康課 )

豊前市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

市民健康課

### 2. 監査の範囲

平成24年度（平成24年4月～平成25年1月）  
財務、その他の事務の執行

### 3. 監査の期間

平成25年 2月 4日 ～ 平成25年 3月14日まで

### 4. 監査の方法

市民健康課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

## 第2 監査の結果

市民健康課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 契約事務について

市民の健康を守り安心して日常生活が営まれるよう国民健康法及び予防接種法により各種の健康診査、健康相談事業が実施されている。実施にあたっては、市内の医療機関はもとより、今日の広域行政推進の中、他の自治体の医療機関との連携業務委託契約が多く締結され、受診者が安心して受診出来る体制が整備されている。

しかし、契約書の締結にあたり変更契約の適用条項、委託料の支払方法、医療事故の賠償事項の有無等、各医療業務で共通事項と思われるものについて一部不適切と思われるものがあったので、次回からの契約にあたっては改善されたい。

また、医療業務以外の委託契約についても契約期間が2年度に亘る契約や1年間は自動継続になっているものを毎年契約締結している契約等が見受けられた。契約締結にあたっては、現契約内容の目的や主旨を十分に精査の上、契約事務にあたられたい。

### 2. 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について

国民健康保険運営協議会委員は、国民健康保険法施行令にて被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員で組織され、任期は2年と規定されている。平成24年度任期満了による新たな委員委嘱にあたって医療関係者は6月1日、被保険者代表は7月1日、公益代表は4月21日と各々委嘱月日に違いがある。

行政機関の各種委員で委員毎に委嘱月日の違いは見当たらず、委員毎に委嘱月日を変更する合理的な理由はないと考えられるので、委嘱月日の統一を検討されたい。

### 3. 施設使用許可申請について

市民健康課は、豊前市総合福祉センターの管理運営を所管し、本施設内に健康係を配置し住民の健康増進や予防対策にあっている。本施設の使用にあたっては、使用者より使用許可申請書及び使用料減免申請書の提出により許可しているが、使用料減免申請の取扱いについて一部不適切と思われるものがある。

公共施設の使用申請許可にあたっては、申請書の日付や申請者氏名についても必ず記入し、透明性・公平性を重視し市民の不信を招かないように注意されたい。

### 4. はり・きゅう等補助金の給付について

国民健康保険加入者に対し、はり・きゅうの施術料の一部を補助金として「はり・きゅう等給付に関する規則」に基づき1回につき1,000円を支給している。平成23年度の実績では平均利用回数は5回、後期高齢者は6回の利用となっている。規則では、1人年間36回までとなっており、利用割合は低いと思われる。

平成24年度の事務事業評価（平成23年度実績分）では「現状維持」の評価で、「利用にあたってのチェック機能の充実を図る」との意見であった。規則上の利用

限度回数の1／6の利用率であり、医療費の引下げや予防の見地から更に利用を促進すべきと考えられるので、今後の事業評価にあたっては事業内容と実績を十分に精査上、事業評価にあたられたい。